

4号登録 建築物飲料水水質検査業

【登録の基準】

物的基準	機械器具	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 2 フレームレス原子吸光度計, 誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 3 イオンクロマトグラフ 4 乾燥器 5 全有機炭素定量装置 6 pH計 7 分光光度計又は光電光度計 8 ガスクロマトグラフ質量分析計 9 電子天びん又は化学天びん
	設 備	<p>〈水質検査を適確に行うことのできる検査室〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実験台, 流し台, 作業台, 測定台及び薬品戸棚の配置が, 水質検査実施者の作業にふさわしい配置であること 2 実験台等の上の機械器具の配置が使用しやすく余裕があること 3 ドラフトチャンバーがあること 4 換気扇, 水栓, ガス栓及びコンセントが設置されていること 5 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所が区別されていることが望ましい 6 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること
人的基準	監督者等	<p>〈水質検査実施者〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は旧専門学校において理科系の学科を修めて卒業した後実務経験（水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験に限る。）が1年以上の者 2 衛生検査技師又は臨床検査技師であって実務経験1年以上の者 3 短期大学又は高等専門学校において生物又は工業化学の学科を修めて卒業した後実務経験2年以上の者 4 上記と同等以上の知識, 技能を有すると認められる者（大学若しくは短期大学と同程度とされる学校で所要の課程を修めて卒業した後, 所要の実務経験を有する者又は技術士（水道部門もしくは衛生工学部門に限る））
	従事者等	—
その他	作業の方法及び作業を行うための機械器具その他の設備の維持管理の方法が, 厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること	

【添付書類】（施行規則第31条第5項）

<p>機械器具の概要を記載した書面（写真添付）</p> <p>機械器具が借用の場合は契約書の写し</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録事業所に備えることとされている機械器具その他の業務に使用する機械器具の名称, 型式, 数量及び購入年月日を記載。 ※同一機械器具を複数備えている場合, その内の1つの機械器具の型式等を記載し, 数量は所有する全数を記載。 2 機械器具が借用の場合は, 契約書の写し（借用期間は6年以上であること。保健所で原本と照合する。）又は貸出証明書を添付。
<p>監督者等の名前を記載した書面</p> <p>資格を証明する書類（内容は別表1のとおり）の写し（※保健所で原本と照合）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録区分ごとに設置することとされている監督者等の資格を記載。複数の監督者等が業務分担している場合, その業務の範囲も記載。 2 資格の種別には, ○○講習会修了, 建築物環境衛生管理技術

	者等と記載し、修了証書番号、免状番号のある資格は、その番号も記載。
作業及び作業に用いる機械器具 その他の設備の維持管理方法を 記載した書面	作業手順等の欄に記載すべき内容は、別表3のとおり。
検査室の設置場所及び構造並び に機械器具の配置を示す図面	1 検査室の見取図、建物内の平面図、機械器具等の配置図を記載。 2 ドラフトチャンバー、細菌検査場所等を明示。
営業所付近見取図	営業所付近の見取図を記載。
定款又は寄附行為の写し	公益法人、一般法人、事業協同組合の場合のみ